

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月30日 午前9時30分

場 所 三条東公民館 多目的ホール2

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 5番 田邊敦子 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 10番 原田勝 委員 |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

- | | |
|----------|--------|
| 飯塚栄三千 委員 | 稲田守 委員 |
| 井上利弥 委員 | 内山清 委員 |

内 山 敏 雄 委員	大 桃 伸 之 委員
刈 屋 一 夫 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
蒲 澤 正 委員	北 澤 正 之 委員
栞 原 一 郎 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
松 岡 博 一 委員	吉 田 精 一 委員
吉 田 昇 委員	渡 邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経営基盤係係長	早 川 実
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 一般任用職員	味 田 佐恵子

傍聴人 1名

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻前でございますが、全員出席いたしましたので、これより10月の定例総会を開催したいと思えます。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

これより議事に入りたいと思えますが、入る前に議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番、渡邊勝夫委員、16番、藤田吉則委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議事に入りたいと思えますが、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議

題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議第1号の説明に入る前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正をお願い申し上げます。お手元に配付させていただきました議第3号正誤表を御覧ください。また、議案36ページをお願いいたします。

22番であります。契約内容を見直すため、10月26日付で取下げの申出がありましたので、削除をお願いいたします。

37ページ、下段合計欄の件数、筆数及び面積をそれぞれ「2件」、「41筆」及び「19,880.63㎡」に訂正をお願いします。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件について御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積1,031平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

74番は、井栗三丁目地内の農地1筆、1,031平米をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

30ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定29件、面積17万4,261.45平米、再設定68件、面積29万8,503.98平米、合計では97件、面積47万2,765.43平米であります。

それでは、戻りまして2ページ、75番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

75番から4ページの84番までの10件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

75番は、月岡四丁目地内の農地1筆、231平米。

76番は、月岡四丁目地内の農地1筆、314平米。

77番は、戸口地内の農地3筆、8,156平米。

78番は、戸口地内の農地2筆、7,557平米。

3ページをお願いします。

79番は、戸口地内の農地2筆、5,037平米。

80番は、井栗一丁目地内の農地3筆、4,025平米。

81番は、上須頃地内の農地2筆、1,741平米。

82番は、上須頃地内の農地2筆、1,676平米。

4ページをお願いします。

83番は、上須頃地内の農地19筆、1万2,511平米。

84番は、北五百川地内の農地1筆、1,681平米。

以上10件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の5ページの85番から10ページの103番までの19件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、85番から順に御説明いたします。

85番は、下保内地内の農地1筆、1,090平米。

86番は、西中地内の農地2筆、2,098平米。

87番は、西中地内の農地8筆、1万1,494平米。

6ページをお願いします。

88番は、西中地内の農地2筆、2,982平米。

89番は、西中地内ほかの農地6筆、1万3,101平米。

90番は、東鱒田地内の農地1筆、1,293平米。

7ページをお願いします。

91番は、西中地内ほかの農地8筆、1万6,108平米。

92番は、金子新田地内ほかの農地8筆、1万2,945平米。

93番は、金子新田地内の農地1筆、2,002平米。

8ページをお願いします。

94番は、片口地内の農地2筆、3,000平米。

95番は、鬼木地内ほかの農地5筆、1万1,397平米。

96番は、北潟地内の農地1筆、1,406平米。

97番は、北潟地内の農地1筆、2,859平米。

9ページをお願いします。

98番は、北潟地内の農地4筆、891平米。

99番は、北潟地内の農地1筆、1,179平米。

100番は、北潟地内の農地1筆、2,417平米。

10ページをお願いします。

101番は、北潟地内ほかの農地15筆、1万5,099.45平米。

102番は、戸口地内の農地7筆、1万6,111平米。

11ページをお願いします。

103番は、駒込地内の農地10筆、1万3,860平米。

以上19件は、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

次の104番から29ページの171番までの68件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告お願いいたします。

第3調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、10月26日午前9時より三条市役所4階第2委員会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時57分、閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定29件、再設定68件、合計件数98件、面積47万3,796.43平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の79件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権を設定する19件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川でございます。質問させていただきます。

1ページの議第1号の案件ですけれども、先ほどの御説明の中では、売却金額の説明で10アール当たり〇〇〇円という説明がありましたけれども、これ総額〇〇〇円で、資料のとおりだと思いますが、いかがですか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（早川経営基盤係係長）

それでは、事務局のほうから御説明させていただきます。

今ほど小川委員さんから御指摘のありました10アール当たりの価格につきましてなんですけれども、先ほど農地銀行のところで読み上げさせていただいた価格につきましては、10アール当たりたしか〇〇〇円で御発言が北澤推進委員さんからあったかと私も認識しております。売買価格につきましては総額〇〇〇円となっておりますので、10アール当たりにつきましては〇〇〇円で間違いございませんので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3 番（小川弘樹委員）

はい。ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 1 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

35 ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定 14 件、面積 13 万 1,332.45 平米であります。

31 ページにお戻りいただき、1 番から順に御説明いたします。

なお、議第 2 号の参考といたしまして、本年 9 月 25 日現在の借受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案 33 ページの 9 番の借受人については掲載されておられません。配分計画の県公告予定日の令和 2 年 10 月 30 日、本日掲載される予定となっております。

なお、9 月借受け希望者リストに亡くなられた方も掲載されている旨の御指摘をいただきましたが、農林公社としても今後整理していくとのお話がありましたので、御報告させていただきます。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄、括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び 10 アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、下保内地内の農地 1 筆、1,090 平米。

2 番は、片口地内ほかの農地 15 筆、2 万 1,576 平米。

3 番は、東鱈田地内ほかの農地 6 筆、1 万 1,394 平米。

32 ページをお願いします。

4 番は、東鱈田地内の農地 6 筆、1 万 4,206 平米。

5番は、東鱈田地内ほかの農地2筆、1,903平米。

6番は、東鱈田地内の農地1筆、2,999平米。

7番は、金子新田地内の農地1筆、1,007平米。

33ページをお願いします。

8番は、金子新田地内の農地1筆、994平米。

9番は、金子新田地内の農地2筆、3,274平米。

10番は、金子新田地内ほかの農地4筆、7,670平米。

11番は、貝喰新田地内ほかの農地5筆、1万1,397平米。

34ページをお願いします。

12番は、北潟地内ほかの農地23筆、2万3,851.45平米。

13番は、戸口地内の農地7筆、1万6,111平米。

35ページをお願いします。

14番は、駒込地内の農地10筆、1万3,860平米。

以上14件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会が開催されておりますので、調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定14件、面積13万1,332.45平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

37ページを御覧願います。先ほど訂正をさせていただいたとおり、今月の申請につきましては2件で、合計面積1万9,880.63平米でございます。

36ページにお戻りを願います。

21番は、鶴田一丁目地内の農地6筆、4,852平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

23番は、東大崎地内ほかの農地35筆、1万5,028.63平米を譲渡人が、経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、面積1万9,880.63平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

39ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積3,154平米であります。

38ページにお戻りを願います。

9番は、石上三丁目地内の農地2筆、512平米を売買により取得し、宅地分譲2区画、乗り入れ道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、上林小学校南西600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の58番で農地法第5条の許可申請がなされております。

10番は、計画変更のみの申請で、曲渕二丁目地内の農地2筆、148平米を駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校北500メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番、12番は、東鱒田地内の農地2筆、275平米及び農地1筆、300平米をそれぞれ賃貸借権の設定により、東鉄工業株式会社新潟支店が行うJR鱒田川橋梁改良工事に伴う資材置場、作業場の用地として、令和2年9月24日から令和3年3月24日まで一時転用として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校南西540メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用で、工期延長に伴う転用期間の延長であり、やむを得ないと判断されます。

39ページを御覧願います。

13番は、下須頃地内の農地2筆、1,734平米を議第5号の59番で農地法第5条の許可申請がなされている344平米と一体で売買により取得し、集合住宅3棟、駐車場40台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、須頃保育所の西100メートル付近で、500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、東光寺地内の農地3筆、185平米を売買により取得し、建て売り住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三條信用組合栄支店東側200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の60番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数6件、面積3,154平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

43ページを御覧願います。今月の申請は16件で、合計面積1万333.99平米であります。

40ページにお戻りをお願いします。

58番、59番、60番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の9番、13番、14番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

61番は、東裏館三丁目地内の農地1筆、38平米を売買により取得し、管理用の通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校北西150メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、東裏館三丁目地内の農地1筆、178平米を売買により取得し、東側既存宅地218.52平米と一体利用し、保育所1棟、園庭及び駐車場10台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署の北西200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

41ページをお願いします。

63番は、栗林地内の農地1筆、79.36平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年3月31日まで一時転用として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校北側100メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

64番は、東新保地内の農地1筆、293平米を売買により取得し、南側に隣接する65番の東新保地内の農地2筆、51.71平米と一体利用し、宅地分譲1区画として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり、64番が約〇〇〇円、65番が約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条駅の北東310メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66番は、令和元年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。塚野目地内の農地2筆、3,916平米を賃貸借権の設定により、駐車場62台及び資材置場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条下水処理センターの南側220メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

67番は、東大崎一丁目地内の農地3筆、242平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、大崎学園北側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

42ページをお願いします。

68番は、北入蔵二丁目地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条東高校南東320メートル付近で、500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

69番は、上保内地内の農地1筆、85.92平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年3月31日まで一時転用として利用したいものです。場所につきましては、保内小学校西側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

70番は、平成30年1月総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。東本成寺地内の農地2筆、1,918平米を賃貸借権の設定により、駐車場72台の用地として利用したいものです。場所につきましては、コメリホームセンター四日町店の西側隣接地で、住宅等が連たんする区域に隣接する10ヘクタール未満の集団の農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

71番は、袋地内の農地6筆、1,425平米を売買により取得し、西側既存宅地1,794.62平米と一体利用し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、東光寺駅東側930メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

72番は、猪子場新田地内の農地1筆、743平米を売買により取得し、車両置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点北側210メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

43ページをお願いします。

73番は、福岡地内の農地1筆、158平米を売買により取得し、駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大浦小学校北側630メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数16件、面積1万333.99平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、66番を除き、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、66番を除く案件、合計15件については許可することとし、66番の案件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後許可といたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

おはようございます。農政対策部会の原田でございます。それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

御存じのとおり、報告の内容につきましては事前に配付されておるものでありまして、既に目を通されていると思いますので、その辺を考慮して報告させていただきます。

部会といたしましては、10月20日の午後1時半から三条市役所の4階第2委員会室において、委員11名のほか野崎会長、佐藤会長代理の出席をいただきまして開催いたしました。

議題は、9月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました令和3年度三条市農林関係施策の要望についてであります。

審議の結果、報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりとし、市長に要望することといたしました。

なお、要望項目は昨年と同じく10項目といたしました。会議の内容につきましては、活発な委員の意見が出、飛沫が飛ぶほどでしたけれども、幸い皆さんマスクをしていたので、大丈夫でありました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年度との主な変更点について説明いたします。2ページの1、地域農業の活性化対策についてを御覧ください。

(1)、人・農地プランについてですが、昨年度の法律改正に伴い、人・農地プランが地域での話し合いを行い、将来方針を作成するといったプランの実質化に取り組むこととなったため、その取組に対し、地域や農業者が意欲的に取り組むことが可能となるような支援に対して、国へ要望する内容に改めました。

4ページの3、農林土木施設の整備についての(1)については、県が管理する河川の整備について、市の支援についても要望事項として追加いたしました。

同じく4ページの4、環境にやさしい、安心・安全な農業については、昨年度要望したバイオマスの利用可能についての調査研究について、取組の推進内容から、国、県に対し、もみ殻の処理方法に対する支援策を講じる要望と、もみ殻くん炭焼きなどの焼却

に対する理解を得られるように市に対して啓発活動に努めていただくよう、要望を一部改めました。

6 ページの 8、有害鳥獣駆除対策については、捕獲機材の導入や捕獲活動経費など鳥獣被害防止対策の拡充や狩猟免許の新規取得者の確保に向けた支援策の強化などに対する要望を追加いたしました。

同じく 6 ページの 9、林業の振興については、近年頻発する災害の防止、軽減が図られるよう、その対策の支援について国、県へ要望する内容を追加いたしました。

以上、昨年度との主な変更点について説明させていただきました。

また、関係施策の要望につきましては、来る11月16日月曜日午後1時半から会長、会長代理、農政対策部会の正副部会長で、新しい市長に面会して提出する予定となっております。

以上、報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報第 2 号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第 3 号から報第 6 号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第 1 調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第 1 調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第 1 調査部会の当番でございます。11月25日午前 9 時から厚生会館第 2 集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の総会は、30日午前 9 時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。
以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（ 16 番）
